



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
5月16日
号外(3)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規則

※滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則(子ども・青少年局) 1

規則

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月16日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第42号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則(平成18年滋賀県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「おける保育内容」を「おける保育の内容」に改める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

